

令和3年度（令和4年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	50,596	保 険 契 約 準 備 金	555,833
現 金	1	支 払 備 金	67,120
預 貯 金	50,595	責 任 準 備 金	488,712
有 価 証 券	554,491	そ の 他 負 債	104,873
国 債	94,246	共 同 保 険 借	117
社 債	104,832	再 保 険 借	6,859
株 式	21,566	外 国 再 保 険 借	45,612
外 国 証 券	323,751	未 払 法 人 税 等	663
そ の 他 の 証 券	10,094	預 り 金	1,439
貸 付 金	1,206	前 受 収 益	81
保 険 約 款 貸 付	1,152	未 払 金	14,215
一 般 貸 付	53	仮 受 金	7,797
有 形 固 定 資 産	19,308	金 融 派 生 商 品	22,876
土 地	7,488	リ ー ス 債 務	3,130
建 物	6,827	資 産 除 去 債 務	2,079
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,992	退 職 給 付 引 当 金	2,460
無 形 固 定 資 産	12,941	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	118
ソ フ ト ウ ェ ア	11,881	賞 与 引 当 金	1,659
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,060	特 別 法 上 の 準 備 金	608
そ の 他 資 産	90,079	価 格 変 動 準 備 金	608
未 収 保 険 料	3,550	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	527
代 理 店 貸	21,193	負 債 の 部 合 計	666,082
共 同 保 険 貸	181	(純 資 産 の 部)	
再 保 険 貸	5,451	資 本 金	13,762
外 国 再 保 険 貸	35,663	資 本 剰 余 金	68,271
未 収 金	3,289	そ の 他 資 本 剰 余 金	68,271
未 収 収 益	2,038	利 益 剰 余 金	34,612
預 託 金	3,427	利 益 準 備 金	7,682
地 震 保 険 預 託 金	741	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,930
仮 払 金	12,732	(圧 縮 積 立 金)	(105)
金 融 派 生 商 品	1,419	(繰 越 利 益 剰 余 金)	(26,825)
そ の 他 の 資 産	391	株 主 資 本 合 計	116,646
前 払 年 金 費 用	3,576	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,220
繰 延 税 金 資 産	56,761	土 地 再 評 価 差 額 金	△4,202
貸 倒 引 当 金	△214	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,018
		純 資 産 の 部 合 計	122,665
資 産 の 部 合 計	788,747	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	788,747

注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）により行っています。
 - (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しています。

(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、2,146百万円です。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、483百万円です。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により行っています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっています。なお、残存価額については、零としています。

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。

7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。

また、全ての債権は資産の自己査定要領に基づき、資産の自己査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、期末時点で残高はありません。

8. 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりです。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

9. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しています。

10. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。

11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。

12. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨スワップ取引について時価ヘッジを適用しています。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しています。

13. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

14. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

15. 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しています。

16. 重要な会計上の見積り

(1) 支払備金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 67,120 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(ア) 算出方法

普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害査定等の方法により将来の支払額を見積り計上しています。

IBNR 備金に関しては、支払事由が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積り法により算出し、将来の支払額を見積り計上しています。

(イ) 主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容と損害査定の結果をもとに将来の支払額を見積り計上しています。損害査定においては、過去の支払実績の傾向や、法改正や過去の裁判例、経済環境及び社会情勢の変化に伴う医療費用、車両や家財の修繕コスト、人件費の変化等が影響を及ぼす可能性も考慮しています。

IBNR 備金は、予想損害率、保険金等進展率等の主要な仮定を使用して、将来の支払額を見積り計上しています。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払額や支払備金の計上額が、当初の見積り額から変動する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 56,761 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(ア) 算出方法

将来の収益力に基づく課税所得を合理的に見積った上で、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲で繰延税金資産を計上しています。

(イ) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、経営者の承認を受けた事業計画に一定のストレスをかけて算出してお

り、そこでの主要な仮定は、保険料の成長の見込み及び保険金等の発生の見込みです。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社を取り巻く環境に予見しえない大きな変更があった場合等、保険料の成長見込み及び保険金等の発生見込みが変動することにより、課税所得の見積額が変動した場合は、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

17. 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下、「改正時価算定適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項及び改正時価算定適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

18. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、社会性、公共性の高い損害保険を中心とした事業を行っています。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っています。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用方針」等を定めています。法令遵守、社会的責任、経営の安定といった理念に基づき行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ及び貸付金等の金銭債権債務があります。

金利、株価、為替といった市場の変動により、これらの金融商品の価値が減少し損失を被るといった「市場関連リスク」、また、それぞれの発行体や貸付先といった信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るといった「信用リスク」があります。なお、金融商品のリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行うことがあります。

また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかつたり、適正な価格で取引できなかつたりするといった「流動性リスク」があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品の取引全般に係る権限規程及び資産運用リスク管理に係る規程等を定め、これらの規程等に基づいて取引を実施し、リスクを管理しています。

また、資産運用部門（フロント部門）、事務管理部門（バック部門）、リスク管理部門（ミドル部門）をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としています。

資産運用部門は、投融資委員会を設置し、運用戦略等を協議する体制を構築するとともに、リスク特性に応じて保有限度額や損切り等のリミットを設定し管理しています。

また、リスク管理部門は、VaR（バリュー・アット・リスク）計測等を行うことによりリスクをモニタリングし、その状況を定期的にリスク・キャピタル委員会等に報告しています。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券			
① 満期保有目的の債券	59,759	64,575	4,815
② その他有価証券	492,857	492,857	—
資産計	552,616	557,432	4,815
デリバティブ取引（*）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 1,216	△ 1,216	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	△ 20,240	△ 20,240	—
デリバティブ取引計	△ 21,457	△ 21,457	—

（*）その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

（注1）市場価格のない株式等(*1)は、次のとおりであり、「資産(1)②その他有価証券」には含めていません。

	貸借対照表 計上額 (百万円)
市場価格のない株式等(*1)	1,874

（*1）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていません。

20. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	—	41,403	—	41,403
社債	—	97,915	—	97,915
株式	19,696	6	—	19,702
外国証券	—	321,405	2,345	323,751
その他の証券	10,084	—	—	10,084
資産計	29,780	460,731	2,345	492,857
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	21,457	—	21,457
負債計	—	21,457	—	21,457

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
満期保有目的債券				
国債	—	57,172	—	57,172
社債	—	7,403	—	7,403
資産計	—	64,575	—	64,575

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しています。一部の上場株式については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しています。国債、社債、外国証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しています。外国証券のうち、時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合はその時価をレベル 3 の時価に分類しています。

デリバティブ取引

通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定し、レベル 2 の時価に分類しています。

21. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

用途	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)
オフィスビル	6,674	6,043
住宅 等	24	28
合 計	6,699	6,072

(注1) 貸借対照表計上額及び時価は、当社の使用部分を控除した金額です。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しています。

(注2) 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注3) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

22. 表示方法の変更

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。

23. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、及び貸付条件緩和債権はありません。なお、それぞれの定義は以下のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

24. 有形固定資産の減価償却累計額は34,574百万円、圧縮記帳額は2,599百万円です。

25. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定1,058百万円です。

26. 関係会社に対する金銭債権総額は1,124百万円、金銭債務総額は6,051百万円です。

27. 繰延税金資産の総額は63,300百万円、繰延税金負債の総額は2,495百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,044百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金47,030百万円、繰越欠損金5,255百万円、支払備金2,755百万円、有価証券減損損失1,632百万円及び退職給付引当金1,533百万円等です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金2,438百万円等です。

28. 担保に供している資産は有価証券23,514百万円です。

29. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	159,380	百万円
同上にかかる出再支払備金	98,219	百万円
差引（イ）	61,160	百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	5,959	百万円
計（イ+ロ）	67,120	百万円

30. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	453,771	百万円
同上にかかる出再責任準備金	226,413	百万円
差引（イ）	227,358	百万円
その他の責任準備金（ロ）	261,354	百万円
計（イ+ロ）	488,712	百万円

31. 1株当たり純資産額は11,140,242円33銭です。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。普通株式の当事業年度末株式数は10,011株、普通株式と同等の株式数は1,000株です。

32. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。確定給付企業年金制度（すべて積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっています。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	55,347	百万円
勤務費用	1,081	百万円
利息費用	553	百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,386	百万円
退職給付の支払額	△ 2,325	百万円
期末における退職給付債務	56,043	百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	59,083	百万円
期待運用収益	1,085	百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 580	百万円
事業主からの拠出額	3,018	百万円
退職給付の支払額	△ 2,325	百万円
期末における年金資産	60,280	百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	56,043	百万円
年金資産	△ 60,280	百万円
	△ 4,236	百万円
非積立型制度の退職給付債務	—	百万円
未積立退職給付債務	△ 4,236	百万円
未認識数理計算上の差異	4,307	百万円
未認識過去勤務費用	△ 1,187	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 1,116	百万円
退職給付引当金	2,460	百万円
前払年金費用	△ 3,576	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 1,116	百万円

④ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	53.1%
株式	29.5%
現金及び預金	15.5%
その他	1.9%
合計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が 11.0%含まれています。

⑤ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています。）

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	2.0%
退職給付信託に関するもの	0.0%

33. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。

34. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

令和3年度 { 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで } 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	204,434
保険引受収入	194,804
正味収入	152,469
積立保険料	△ 865
支払準備金	4,641
責任準備金	5,649
その他保険引受収入	32,533
資産運用収入	42
利息及び配当金	334
有価証券売却益	8,567
有価証券償還益	8,393
金融派生商品収入	444
その他運用収入	347
積立保険料等運用益	3,957
その他経常収入	61
貸倒引当金の経常収入	2
その他	△ 4,641
経常費用	174,600
保険引受費用	81,786
正味支払調査保険金	84,751
損害手数料及び集金	23,332
満期返戻金	△ 37,494
契約者配当金	10,932
その他保険引受費用	0
資産運用費用	264
有価証券売却損	187
有価証券償還損	15
営業費及び一般管理費用	171
その他経常費用	92,092
支払利息	534
貸倒損失	20
その他経常費用	1
特別利益	512
特別損失	29,834
固定資産処分	2
減損	2
特別法上の準備金繰入	528
価格変動準備金繰入	52
早期退職関連費用	31
前期純利	299
法人税等調整額	299
法人税等調整額	299
前期純利	145
税金引前当期純利益	29,308
法人税及び等調整額	1,172
法人税等調整額	1,206
法人税等調整額	2,378
当期純利益	26,929

注記

1. 関係会社との取引による収益は発生していません。費用総額は10,576百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	455,679	百万円
支払再保険料	303,210	百万円
差引	152,469	百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	221,867	百万円
回収再保険金	137,116	百万円
差引	84,751	百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	92,384	百万円
出再保険手数料	129,878	百万円
差引	△ 37,494	百万円

(4) 支払備金繰入額（△は戻入額）の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	△ 8,208	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△ 3,447	百万円
差引（イ）	△ 4,760	百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	△ 889	百万円
計（イ+ロ）	△ 5,649	百万円

(5) 責任準備金繰入額（△は戻入額）の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△ 28,895	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△ 12,352	百万円
差引（イ）	△ 16,543	百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△ 15,989	百万円
計（イ+ロ）	△ 32,533	百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	2	百万円
有価証券利息・配当金	7,571	百万円
貸付金利息	65	百万円
不動産賃貸料	748	百万円
その他利息・配当金	5	百万円
計	8,393	百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は21,457百万円の損です。

4. 1株当たりの当期純利益金額は2,445,714円78銭です。

算定上の基礎である当期純利益は26,929百万円であり普通株式及び普通株式と同等の株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は10,011株、普通株式と同等の株式の期中平均株式数は1,000株で

す。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は217百万円であり、その内訳は次のとおりです。また、その他は確定拠出年金への掛金支払額です。

勤務費用	1,081	百万円
利息費用	553	百万円
期待運用収益	△ 1,085	百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 1,085	百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	323	百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△ 211	百万円
その他	429	百万円
計	217	百万円

6. 当期における法定実効税率は27.93%、税効果適用後の法人税等の負担率は8.12%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の減少による△20.22%等です。
7. 関連当事者との取引については以下のとおりです。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社	被所有 直接100%	配当金の支払先	配当金の支払	22,984	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しています。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	National Union Fire Insurance Company of Pittsburgh, PA.	なし	再保険取引先	出再取引 保険料 保険金 手数料	264,397 105,201 124,773	外国再保険貸 外国再保険借	33,862 43,039

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 出再取引は、市場実勢を勘案して双方が希望条件を提示し、取引条件交渉の上で決定しています。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 減損損失について次のとおり計上しています。

用途	種類	資産	減損損失（単位：百万円）		
			内訳		
売却予定不動産、遊休不動産及び売却予定動産	土地 建物 その他	美術品 4 点及び 滝川ビルなど 4 物件	31	土地	1
				建物	1
				その他	28

当社は、保険事業の用に供している不動産等については一つの資産グルーピングとし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしています。

売却予定や遊休となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（31百万円）として特別損失に計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としています。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しています。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。